

### 第 3 3 回 三朝町農業委員会総会 議事録

1 開催年月日	令和 8 年 3 月 1 0 日 (火) 午前 9 時 開会																														
2 開催場所	三朝町役場 第 2 会議室																														
3 出席委員	<p>農業委員 7 人のうち出席者</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 33%;">1 番 米廣 勝</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">出</td> <td style="width: 33%;">2 番 野見幸雄</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">出</td> <td style="width: 33%;">3 番 松原利志</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">欠</td> </tr> <tr> <td>4 番 米原章太郎</td> <td style="text-align: center;">出</td> <td>5 番 山本雅之</td> <td style="text-align: center;">出</td> <td>6 番 本田 博</td> <td style="text-align: center;">出</td> </tr> <tr> <td>7 番 村岡幸枝</td> <td style="text-align: center;">出</td> <td colspan="4" style="text-align: right;">出席 6 人</td> </tr> </table> <p>農地利用最適化推進委員 5 人のうち出席者</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">吉田弘幸</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">出</td> <td style="width: 33%;">秋山一寛</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">出</td> <td style="width: 33%;">藤原 昇</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">出</td> </tr> <tr> <td>井上 誠</td> <td style="text-align: center;">出</td> <td>楠本幸孝</td> <td style="text-align: center;">出</td> <td colspan="2" style="text-align: right;">出席 5 人</td> </tr> </table>	1 番 米廣 勝	出	2 番 野見幸雄	出	3 番 松原利志	欠	4 番 米原章太郎	出	5 番 山本雅之	出	6 番 本田 博	出	7 番 村岡幸枝	出	出席 6 人				吉田弘幸	出	秋山一寛	出	藤原 昇	出	井上 誠	出	楠本幸孝	出	出席 5 人	
1 番 米廣 勝	出	2 番 野見幸雄	出	3 番 松原利志	欠																										
4 番 米原章太郎	出	5 番 山本雅之	出	6 番 本田 博	出																										
7 番 村岡幸枝	出	出席 6 人																													
吉田弘幸	出	秋山一寛	出	藤原 昇	出																										
井上 誠	出	楠本幸孝	出	出席 5 人																											
4 欠席委員	3 番 松原 利志 委員																														
5 農業委員会 事務局職員	事務局長 山本達哉																														
6 議事録署名 委員	2 番 野見幸雄 委員      4 番 米原章太郎 委員																														
7 議事内容等	(1) 議案第 1 0 0 号 農地法第 3 条の規定による許可申請書について (大瀬) (2) 議案第 1 0 1 号 非農地として判断した土地について (3) 議案第 1 0 2 号 農用地利用集積等促進計画案について																														
8 報告事項	(1) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について																														
9 その他	<p>(1) 農業委員会総会の日程について          ○令和 8 年 4 月総会          4 月 1 3 日 (月) 午後 3 時～          三朝町役場 第 2 会議室</p> <p>(2) その他</p>																														
11 閉会	午前 1 0 時																														

1. 開 会	
事務局	<p>定刻になりましたので、ただいまから、第33回三朝町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>山本会長さん、ご挨拶をお願いします。</p>
2. 議長挨拶	<p>皆さん、ご苦労さんです。</p> <p>案内が皆さんにもあったと思いますが、19日に農地利用調整会議が行われます。高齢などを理由に作れなくなった農地を、担い手に受けてもらうことができないか、農業委員も参加して利用調整をします。ここ2年の様子を見ると残念ながら受託に至っていないような状況です。担い手もいっぱいいっぱいなどところもありますし、条件のあまりよくないものしか出なかったところもあったのかなと思います。どうしようもない所は出てきますので、そういう所は相談に乗っていく必要があると思います。よろしくをお願いします。</p> <p>それでは今月もよろしくお願ひいたします。</p>
3 総会成立宣言	
事務局長	<p>本日の出席の農業委員さんは7名中、6名が出席されています。</p> <p>定足数に達していますので、三朝町農業委員会会議規則第4条第1項の規定により総会は成立することを報告します。</p> <p>それでは、三朝町農業委員会会議規則第5条の規定により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行は山本会長にお願いします。</p>
4 議事録署名委員の指名	
議長	<p>それでは日程に従いまして、第4の議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>三朝町農業委員会会議規則第22条第3項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なしの声あり】</p> <p>異議なしとのことですので、2番 野見幸雄 委員、4番 米原章太郎 委員を指名します。よろしくをお願いします。</p> <p>なお、書記は事務局でお願いします。</p> <p>それでは議事に入ります。</p>
5 議事	
(1) 議案第100号 農地法第3条の規定による許可申請書について (大瀬)	
議長	<p>「議案第100号 農地法第3条の規定による許可申請書について (大瀬)」についてを議題とします。</p> <p>事務局は議案の説明を行ってください。</p>
事務局	<p>それでは説明させていただきます。</p> <p>1ページの議案書を開いていただきたいと思います。</p> <p>「議案第100号 農地法第3条の規定による許可申請書について (大瀬)」について説明させていただきます。</p>

	<p><b>【議案書の朗読】</b></p> <p>案件は、大瀬地内の田でございます。</p> <p>申請農地については、譲受人は、湯谷地内で水稻を耕作していますが、このたび妹の居住地に近くにある農地を取得して耕作するため、譲渡人との協議により売買により権利移転することとなったものでございます。</p> <p>以上、「議案第100号 農地法第3条の規定による許可申請書について(大瀬)」の説明とさせていただきます。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>事事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。</p> <p>ご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>一つ確認ですが、このあたりは確か圃場整備の工事が計画されていたと思うが、その関係はどうか。</p>
事務局	はい。圃場整備が計画されておりますが対象農地はその対象外となっており、予定区域に隣接した農地となっております。
議長	そうだと工事期間は耕作ができるのか、また農地への進入路は確保できるのか心配するが、そのあたりはどうか。
事務局	進入路については町道側から入れるようになっております。工事計画を把握しておられて申請しておられるかは確認しておりません。
議長	耕作するという申請ですので大丈夫だと思うが、あらためて、進入路について問題ないのか、本当に作る意思があるのかを譲受人に確認してください。そのほかはないでしょうか。
	質問等 特になし
議長	<p><b>【全体を見まわして、意見がないことを確認】</b></p> <p>ご質問等がないようですので、質疑を打ち切ります。</p> <p>それでは、譲受人に確認をしていただいて問題がないことを前提として「議案第100号 農地法第3条の規定による許可申請書について(大瀬)」を、承認される方は挙手をお願いします。</p> <p><b>【全ての委員の挙手を確認】</b></p> <p>全員の挙手を確認しましたので、「議案第100号 農地法第3条の規定による許可申請書について(大瀬)」は承認されました。</p>
事務局	譲受人に確認して問題がないようでしたら許可書を出します。結果については次回総会で報告します。
(2)議案第101号 非農地と判断した土地について	
議長	<p>「議案第101号 非農地と判断した土地について」を議題とします。</p> <p>事務局は議案の説明を行ってください。</p>
事務局	それでは、「議案第101号 非農地と判断した土地について」説明させていただきます。

	<p>議案書の15ページを開いていただきたいと思います。</p> <p>本件は、令和7年度の農地利用状況調査（農地パトロール）の結果をもとに、現況が山林又は原野と判断できるものについて、「非農地証明の取り扱いについて（平成5年4月16日付け鳥取県農林水産部長通知）」、並びに本委員会が独自に定めている「非農地の農地認定に関する指導要綱」に基づき、非農地であること、山林、又は原野と判断したものについて、本委員会の承認を求めるものでございます。</p> <p>今回の非農地と判断しました農地は、205筆、約14.4haでございます。内訳は次ページからの一覧表を付けておりますが、賀茂地区が38筆、約1.5ha、竹田地区が167筆、約12.8haでございます。</p> <p>対象となる農地の番地等につきましては、次ページ以降に付けております非農地通知一覧表のとおりですので、ご確認くださいと思います。</p> <p>なお、承認・議決の後には、土地所有者に非農地通知を送付し、異議等の有無を諮った後に、町税務担当に対し「地方税法第381条第7項の規定により法務局に対する登記地目の変更の届出を行う旨」要請することとしております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。</p> <p>ご意見、ご質問はありませんか。</p>
	<p>質問等 特になし</p>
議長	<p>ご意見ご質問はありませんか。</p> <p><b>【全体を見まわして、意見がないことを確認】</b></p> <p>それでは、「議案第101号 非農地と判断した土地について」、承認される方は挙手をお願いします。</p> <p><b>【全ての委員の挙手を確認】</b></p> <p>《議長》 それでは、「議案第101号 非農地と判断した土地について」は承認されました。</p>
	<p>(5)議案第102号 農用地利用集積等促進計画案について</p>
議長	<p>「議案第102号 農用地利用集積等促進計画案について」を議題とします。</p> <p>事務局は、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは「議案第102号 農用地利用集積等促進計画案について」を説明させていただきます。</p> <p>議案書の25ページを開いていただきたいと思います。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による「農用地利</p>

	<p>用集積等促進計画」を定める事について、同法同第 19 条第 3 項の規定により三朝町長より協議がありましたので、本件に関し本委員会の承認、決議を求めるものでございます。</p> <p><b>【議案書をもとに朗読】</b></p> <p>諮問がありました、農用地利用集積等促進計画案について精査したところ、利用権を設定する者については、いずれも同法第 18 条第 5 項の各要件である、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 農用地利用集積計画の内容が町農業基本構想に適合するものであること。</li> <li>2 借受者が利用権の設定を受けた後において備えるべき要件である。       <ol style="list-style-type: none"> <li>イ 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて耕作又は養畜の事業を行うと認められること。</li> <li>ロ 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。</li> </ol> </li> <li>3 対象のうちの関係権利者すべて同意（共有の土地については二分の一を超える共有持分を有する者の同意）が得られることをすべて満たしていること。</li> </ol> <p>以上のすべてを満たしていると判断されることから、計画案を受理し本委員会に提案するものでございます。</p> <p>以上、「議案第 102 号 農用地利用集積等促進計画案について」の説明とさせていただきます。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。</p> <p>担当地域の委員さんは、計画書の農地を確認してください。</p> <p>これより質疑に入ります。何かご質問はありませんか。</p> <p><b>【全体でないことを確認】</b></p> <p>無いようですので、質疑を打ち切ります。</p> <p>議案第 102 号 農用地利用集積等促進計画案について、承認される方は挙手をお願いします。</p> <p><b>【全ての委員の挙手を確認】</b></p> <p>それでは、議案第 102 号 農用地利用集積等促進計画案については、承認されました。</p>
議長	<p>以上で、本日の議事は終了しましたので、</p> <p>引き続き、第 6 の報告事項に移ります。</p> <p>事務局は、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書 28 ページからの報告(1)農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届</p>

	<p>出につきましては、6件の届出がありましたのでご確認いただきたいと思 います。</p> <p>報告事項は以上でございます。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>続いて、第7のその他に入ります。</p> <p>(1) 令和8年4月の農業委員会総会の日程について 【協議の結果】 4月13日(月)午後3時からの開会を予定します。 会場は、第2会議室です</p> <p>(2) その他 農業委員の改選について 活動記録簿の提出について 3月27日まで 視察研修について</p>
議長	<p>本日準備しました案件等は全て終了しましたが、皆さんのほうで何かありまし たら発言してください。</p> <p>【発言が無いことを確認】</p> <p>それでは、本日の総会は以上を持ちまして終了します。</p> <p>皆さん、ご苦労さんでした。</p>
【委員会終了：午前10時】	

上記のとおり会議の顛末を記載し、その事実と相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和8年3月10日

議 長

(記名)

---

議事録署名委員

2番 農業委員

(記名)

---

4番 農業委員

(記名)

---